

2建企第590号  
令和3年2月19日

土木部関係各課長  
関係地方機関長 様  
(検査指導幹、石木ダム建設課長経由)

長崎県土木部  
建設企画課長  
(公印省略)

## 長崎県内産資材及び長崎県内下請企業の優先使用に関する運用の一部改定について

平成31年4月26日付け31建企第100号にて通知した「長崎県内産資材及び長崎県内下請企業の優先使用に関する運用の改定について」について、下記のとおり一部改定を行いますので関係職員への周知をお願いします。

### 記

#### 1. 改定内容

該当する資材が県内に存在しない場合の説明資料の要・不要の改定（別紙5の一部を改定）

○鉄鋼・金属製品類 金属製品

要 → 不要（金網製品）

※長崎県内において、金網製品の生産がないため。

#### 2. 適用年月日

令和3年3月1日以降に、入札手続を開始する工事に適用する。なお、発注済の工事であっても、適用可能な場合はこの通知文書によること。

建設企画課 技術基準班  
TEL: 095-894-3025 (ダイヤルイ)  
Email:kijyun@pref.nagasaki.lg.jp

## 別紙5 製品分類及び説明資料

製品分類	備考	県内に存在しない場合の説明資料
アスファルト類		
アスファルト	※ストレートアスファルト・乳剤等	不要
アスファルト合材	※密粒度アスコン・ギャップ等 (再生アスファルト混合物を含む)	要
アスファルト製品	※アスファルトマット・瀝青目地等	不要
樹脂製品類		
プラスチック製品	※塩ビ管・ポリ管・ジオグリット・人工芝等	不要
ゴム製品	※防舷材・ゴムマット等	不要
合成繊維製品	※吸出し防止材・不織布・土のう袋等	不要
塗料・接着剤・防水材		不要
その他の樹脂製品類	※発泡スチロール製品・ポリウレタン製品・ ビニールクロス・シート・汚濁防止膜等	不要
セメント・コンクリート類		
セメント・石灰	※高炉セメント・F e 石灰等 (ドライモルタルを含む)	不要
コンクリート混和剤	※A E 剤・減水剤・無収縮剤・繊維補強材等	不要
生コンクリート	※レディーミクストコンクリート (早強・軽量・生モルタル含む)	要
コンクリート製品	※U字溝・枠・L型擁壁・ボックスカルバート・簡易浮桟橋・P C 枠・コンクリートパイル・セメント瓦等	不要 工事場所が松浦市鷹島町・福島町の場合 要 不要 P C 枠・コンクリートパイル・A L C パネル
土石・石製品類		
購入土	※山土・改良土・土丹・真砂土等	要
砂	※海砂・山砂・碎砂・再生砂等	要
碎石・捨石	※骨材・路盤材・栗石・捨石等 (再生材を含む)	要
自然石	※玉石・玉砂利・鉄平石・景石等	不要
石製品	※間知石・縁石・板石・石製ベンチ等 (人造石製品(テラゾ等)を含む)	不要
焼成(土)製品類		
タイル	※磁器質タイル・せつ器質タイル等 (焼成製品のみ)	不要
焼成瓦	※平板瓦・和瓦 (セメント瓦・金属瓦・石瓦等は除く)	不要
レンガ	※硬質レンガ・軟質レンガ等 (圧縮方式で製作されたものも含む)	不要
その他の焼成(土)製品類		不要
木材・木製品類		
木チップ	※舗装用・マルチング用等	要
木材	※柱材・角材・板材・丸太材等 (合板・集成材を含む)	要 不要 合板・集成材
木材製品	※木製建具・木製遊具等 (合板・集成材を用いた製品も含む)	要

## 別紙5 製品分類及び説明資料

製品分類	備考	県内に存在しない場合の説明資料
造園・緑化材類		
樹木・植物	※高木・中木・低木・野芝等	要
種子		不要
肥料・基盤材	※化成肥料・緩効性肥料・緑化基盤材等	要
接合材	※養生剤・ファイバー類等	不要 肥料
その他の造園・緑化材類		不要
鉄鋼・金属製品類	注：リース品は含まない	
鉄鋼	※棒鋼・鋼板・形鋼・矢板・钢管 (ステンレスなど非鉄金属製も含む)	要 再生異形棒鋼、再生丸鋼
金属製品	※金網・防護柵・アンカーマーク・鋼製蓋・金属製建具・金属製屋根・金具・ボルトナット・金属製配管・ダクト等	不要 アルミ製建具(サッシ)・金属製配管・防食用陽極
電気・機械設備類	注：リース品は含まない	
電力設備機器	※発電機・蓄電池・スイッチ・電線・盤類等	要 盤類、発電機
照明設備機器	※照明器具・テーパーポール等	不要
情報通信設備機器	※放送装置・無線装置・空中線・サイレン・電話設備・電話線・報知器・電光掲示板等	要 電光掲示板
給水衛生設備機器	※厨房設備機器・衛生器具・浄化槽・給湯器・ユニットバス・消火器・保温材等	不要
空調機器	※ボイラ・エアコン・送風機等	不要
昇降設備機器	※エレベータ・エスカレータ等	不要
揚排水設備機器	※ポンプ・ゲート・巻き上げ機等	不要
計測機器	※水道メータ・雨量計・水位計・振動計等	不要
映像機器	※カメラ・モニター等	要 ネットワークカメラ、大型映像表示装置
OA機器	※パソコン・サーバ・ルータ・プリンタ等	不要
その他の電気・機械設備類		不要
その他の資材		
その他の資材	※ガラス・石膏ボード類・紙製品・布製品・カーペット類・黒板類・畳類・断熱材・吸音材等	要 黒板類・畳類
		不要